

2025 年度 法学部法学科 一般推薦入試（I 期）小論文課題

わが国の公職選挙では、投票する権利である選挙権が生ずる年齢（選挙権年齢）は 18 歳ですが、立候補する権利である被選挙権が生ずる年齢（被選挙権年齢）は、衆議院議員や市町村長について 25 歳、参議院議員や都道府県知事について 30 歳など、いずれも選挙権年齢よりも高く設定されています。海外に目を向ければ、選挙権年齢と被選挙権年齢を同じとしている国もあり、わが国においても選挙権年齢と被選挙権年齢を同じとすべきだという意見が一部に見られます。

わが国において制度を改正して、選挙権年齢と被選挙権年齢を同じ 18 歳とした場合、どのようなメリットとデメリットが想定されるでしょうか。あなたの考えを 800 字以内で述べなさい。